

大阪市告示第1827号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第6条第2項の規定により、環境影響評価項目の項目並びに調査、予測及び評価の手法、事後調査の項目及び手法その他環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項に関する指針を改定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸
(環境局環境管理部環境管理課)